



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
Tel 0254-22-4390
FAX 22-4705
2020.5.18
No 2203

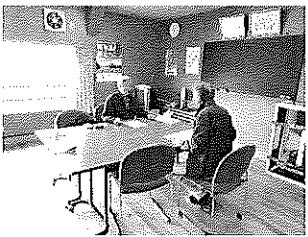
新型コロナ対策の相談会を開催

新発田民商は10日、新型コロナ対策の相談会を民商事務所と聖籠支部の2カ所で開催。会外業者4名を含む11名が相談に訪れました。

民商事務所での相談会では、会員の社会保険労務士2名が雇用調整助成金の相談に対応。5名が相談し、2名が申請を委託しました。

ほかに持続化給付金や県の休業協力金、融資の相談も多くあり、事務局が申請のアドバイスをしました。

相談は随時受け付けています。事前に予約の上お越しください。



持続化給付金が振り込まれ「助かつた」

5月1日から持続化給付金の申請受付が開始されました。民商でも事務所のパソコンを使って申請のお手伝いをしています。

1日に申請した会員の飲食業者は、たまたま8日に通帳の記帳をしたところ、この日に給付金が振り込まれていました。「こんなに早く振り込まれてびっくりした。当面の運転資金が確保できて助かつた」と話していました。

婦人部からお知らせ

毎年恒例の「笪だんごづくら」は、会場確保が難しいことと、新型コロナ感染防止のため、今年は中止といたしました。

5月21日（木）：弁護士による「法律相談」

（相談希望の方は事前にご予約ください）

相談等で民商事務所に来られるときは
事前に予約をお願いします。

コロナ関連支援制度を活用しましょう

（5月11日現在の情報です）

【新潟県の無利子融資】

新型コロナの影響でひと月の売上が前年同月比で50%以上減少の事業者が対象。法人は200万円、個人事業者は100万円（但し、昨年1年間の売上からの減少分が上限）。「持続化給付金」のホームページで受付中。

【持続化給付金】

新型コロナの影響でひと月の売上が前年同月比で50%以上減少の事業者が対象。法人は200万円、個人事業者は100万円（但し、昨年1年間の売上からの減少分が上限）。「持続化給付金」のホームページで受付中。

【新潟県の休業要請協力金】

新潟県の休業要請に応じて4月24日から5月6日までの全期間に休業や営業時間短縮に協力した事業者（休業対象施設）に10万円を支給。郵送またはインターネットで受付中。

スナック等を含む遊興施設、運動・遊戯施設が5月7日から20日まで引き続き休業要請に協力した場合は、さらに10万円を支給。5月下旬から受付。

聖籠町は県の協力金対象者に10万円を追加支援。

【新発田市の家賃補助金】

通常、施設等を賃借して営業している市内事業者（休業対象施設）が、新潟県の休業要請に応じて休業した場合、5月分の家賃（5万円が上限）を補助。郵送または生涯学習センターで受付中。

【雇用調整助成金申請費用の補助】

*新発田市

従業員10人未満の市内事業者が雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に委託した場合、10万円を上限に支給。（申請日が5月1日から6月30日までの間であること）補助金の申請は委託を受けた社会保険労務士が行います。

*聖籠町

従業員が常時10人未満の町内に主たる事業所を有する事業主が雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に委託した場合、10万円を上限に支給。申請受付日や手続きは町のホームページでお知らせ。